

広運免指令第59号

許 可 書

申請人 住 所 安芸郡府中町本町二丁目1番48号
 氏名又は名称 エコ&セイフティ ハイウェイ
 ドライブチャレンジ実行委員会
 及び代表者氏名 大会委員長 鶴 衛

令和元年7月5日付けで申請の財産の使用を次のとおり許可します。

令和元年7月24日

広島県警察本部長 石 田 勝 彦



財 産 の 示	名称 広島県運転免許センター
	所在 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
	明細 土地 高速体験コース及び職員駐車場 276,245.41㎡のうち17,640.82㎡
使 途	エコ&セイフティ ハイウェイドライブチャレンジ事業の開催場所として
期 間	令和元年8月24日(土) 9:00~17:00 令和元年8月25日(日) 9:00~16:00
使 用 料	使用料の額は、138,060円とする。 ただし、行政財産の使用料に関する条例(昭和39年広島県条例第31号)の改正その他の事情の変更により必要があるときは使用料の額を改定する。
条 件	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用者は、使用責任者を指定し、施設の保守管理及び使用に付随して発生する各種事故の防止に万全を期すること。 2 施設を適切に使用し、破損しないように努めること。なお、破損汚損等が発生した場合は、直ちに広島県運転免許センター当直員へ連絡するとともに、使用者側の責任において、遅滞なく原状に復し、運転免許課員の検査を受けること。 3 使用者は、参加者を使用許可場所以外に立ち入らせないこと。また、指定の場所以外での喫煙はさせないこと。 4 職員用駐車場門扉の開閉については、係員を配置するなどして関係者以外が入場しないように措置を講じること。土曜日にあつては、外来用駐車場も同様に措置を講じること。 5 使用終了時には、使用場所の清掃を実施し、広島県運転免許センター当直員の点検を受けること。 6 行政財産使用規則(昭和39年広島県規則第14号)を厳守すること。